

鳥取県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年6月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理事 出 井 貞 一 鳥取市福部町中29

平成21年6月5日退任